

# 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱 (太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

## (補助金の交付)

第1条 知事は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、県民が行う地域の脱炭素化と再生可能エネルギー等の導入に関する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

### (1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和6年3月1日環政計発第2403011号）をいう。

### (2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和6年3月1日環政計発第2403011号）をいう。ただし、補助要件に係る国の交付要件は令和5年1月13日環地域事発第2301131号に基づくものとする。

### (3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

### (4) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

### (5) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。

### (6) 既築住宅

住宅のうち、新築住宅に該当しないものをいう。

## (補助対象事業及び補助要件)

第3条 要綱第1条に規定する補助対象事業及び補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

事業	補助要件	備考
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	<p><b>【太陽光発電設備】</b>            次の各号のいずれの要件も満たすもの。            (1) 国及び国の委託を受けた団体から、本補助金以外の補助金を受けていないこと。            (2) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から購入等を行うこと。            (3) 国実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号に基づく。）別紙2に定める要件を満たすこと。            (4) PPAによる設備でないこと。            (5) リース設備でないこと。            (6) 太陽電池モジュールの公称最大出力（定格出力）の合計値が10kW未満のものであること。なお、増設の場合においては、既存分を含めて10kW未満であること。            (7) 設置場所は徳島県内の既築住宅（店舗等を</p>	蓄電池のみの単独設置は不可。

併用する家屋を除く。)の同一敷地内とし、発電した電力は既築住宅において自家消費すること。

- (8) 工事着工前であること。
- (9) 契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和6年4月2日以降であること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか国交付要綱に規定するところによる。

**【蓄電池】**

次の各号のいずれの要件も満たすもの。

- (1) 国実施要領(令和5年1月13日環地域事発第2301131号に基づく。)別紙2に定める要件を満たすこと。
- (2) 国の補助事業における対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。
- (3) PPAによる設備でないこと。
- (4) リース設備でないこと。
- (5) 定置用であること。
- (6) 設置場所は徳島県内の既築住宅であること。(店舗等を併用する家屋を除く。)
- (7) 工事着工前であること。
- (8) 自立運転機能があること。
- (9) 契約書その他の契約を証する書類の締結日等が令和6年4月2日以降であること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか国交付要綱に規定するところによる。

2 補助対象となる事業は、令和7年1月31日までに完了するものに限る。ただし、やむを得ない事情により工事が遅延したことその他単年度事業とならないことについてやむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

(補助対象経費及び補助率、補助額)

第4条 要綱第1条に規定する補助対象経費及びその補助率又は補助額は、次の表に定めるとおりとする。

事業	補助対象経費	補助率 又は 補助額
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	設備費(設備の購入、運搬、調整、据付け等に要する経費)及び工事費(消費税及び地方消費税の額を除く。)	<p><b>【太陽光発電設備】</b> 太陽光発電設備に係る公称最大出力(定格出力)の合計値(「太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値」又は「パワーコンディショナーの公称最大出力(定格出力)」の小さい方の値をいい、小数点以下を切り捨てとする。)のkW数×7万円。ただし、補助上限額は、35万円とする。</p> <p><b>【蓄電池】</b></p>

補助対象経費の1/3以内（千円未満は切り捨て）。ただし、補助上限額は、258,000円とする。

（補助金を申請することができる者）

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 徳島県内に住所を有する個人であること。
- (2) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- (3) 申請者が暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (4) 県税、その他の税について未納がないこと。
- (5) 補助対象設備を設置する既築住宅の所有者であること又は所有者と生計を同一にする者であること。

（補助金交付申請書等）

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類及び期日は、次の表に定めるとおりとする。

事業	知事の定める書類	提出期日	備考
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民票の写し</li> <li>(2) 納税証明書（都道府県税、所得税及び消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの。）</li> <li>(3) 誓約書（様式1-1）</li> <li>(4) 太陽光発電設備設置・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書（様式1-2）</li> <li>(5) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる位置図及び機器の配置図面（平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること。）</li> <li>(6) 補助対象設備を設置する住宅及び機器の配置が確認できる写真（工事着工前のもの）</li> <li>(7) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等（写しでも可）</li> <li>(8) 発電する電力の消費量計画書（様式1-3）</li> <li>(9) 電気配線図確認書（様式1-4）</li> <li>(10) 収支予算書（様式1-5）</li> <li>(11) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し</li> <li>(12) 建築基準法に基づく検査済証の写しその他の既存住宅であることが確認できる書類</li> <li>(13) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類）</li> </ol>	<p>知事が特に認めるものを除き、令和6年11月29日までとする。ただし、工事着工予定日の14日以前に提出すること。</p>	<p>(1)、(2)については申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限る。</p>

	(14) その他知事が必要と認める書類	
--	---------------------	--

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(交付決定の手続)

第8条 提出された補助金交付申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、受付順により補助事業者を決定する。

(補助金交付指令前の着工)

第9条 事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）後に行うものとするが、真にやむを得ない事由により指令の前に着工する必要がある場合には、その理由等を具体的に明記した指令前着工届（様式第2号）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第11条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、特に指示する事業については、補助事業の遂行の状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）を作成し、指定する日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第13条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事の定める書類並びにそれらの書類の報告期限は、次の表に定めるとおりとする。

事業	知事の定める書類	提出期日
太陽光発電設備・蓄電池補助事業	(1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し (2) 補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真（補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの） (3) 補助対象設備が新品であることが確認できる書類（保証書、出荷証明書の写し等） (4) 電力会社と電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し（接続契約書、売電契約書等（固	補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の1月31日のいずれか早い期日とする。

	定価格買取制度、F I P (Feed-in Premium) 制度を利用しないことが分かるもの。)	
	(5) 収支精算書 (様式 1 - 6)	
	(6) 太陽光発電設備と直接連系していることを確認することができる書類 (電気配線図面等) (蓄電池に係るものに限る。)	
	(7) その他知事が必要と認める書類	

(補助金の請求)

第 1 4 条 規則第 1 2 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書 (様式第 6 号) に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(書類の保管)

第 1 5 条 規則第 1 6 条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

(財産の処分の制限)

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第 1 7 条ただし書きの知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号、以下「大蔵省令」という。) で定められている耐用年数 (次の表に定めるとおり。以下「法定耐用年数」という。) をいう。

対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	1 7 年
蓄電池	6 年

3 前項の表に掲げられていない事項の法定耐用年数については、知事が別に定める。

4 規則第 1 7 条第 2 号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が 5 0 万円以上のものをいう。

5 補助事業者は、規則第 1 7 条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保 (以下「処分」という。) に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の 3 0 日前までに財産処分承認申請書 (様式第 7 号) を知事に提出しなければならない。

6 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(個人情報保護)

第 1 7 条 知事は、本事業により得た情報は、徳島県個人情報保護条例 (平成 1 4 年条例第 4 3 号) に基づいて取り扱うものとする。

(雑則)

第 1 8 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 2 日から施行し、令和 6 年度分の補助金について適用する。

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

### 補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 交付申請額  
金 円

3 事業完了予定年月日  
年 月 日

#### 4 関係書類

- (1) 住民票の写し（申請日から起算して3か月以内に発行されたもの）
- (2) 納税証明書（申請日から起算して3か月以内に発行されたもの）  
（都道府県税分及び国税分（所得税、消費税及び地方消費税分））
- (3) 誓約書（様式1-1）
- (4) 事業実施計画書（様式1-2）
- (5) 補助対象設備を設置する住宅の場所が確認できる位置図及び機器の配置図面  
（平面図、立面図等には補助対象設備の設置箇所を表示すること。）
- (6) 補助対象設備を設置する住宅及び機器の配置が確認できる写真（工事着工前のもの）
- (7) 補助対象設備のカタログ、パンフレット等（写しでも可）
- (8) 発電する電力の消費量計画書（様式1-3）
- (9) 電気配線図確認書（様式1-4）
- (10) 収支予算書（様式1-5）
- (11) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (12) 建築基準法に基づく検査済証の写しその他の既存住宅であることが確認できる書類
- (13) 契約書その他の契約を証する書類（工事着工予定日等が確認できる書類）
- (14) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

補助金交付決定前着工届

補助事業の交付決定前着工について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えてお届けします。

1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)

2 以下の各条件について誓約します。

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

3 着工予定年月日

年 月 日

4 竣工予定年月日

年 月 日

5 関係書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更  
補助事業 の 内 容 の 変 更 の承認を受けたいので、徳島県地域脱炭素移行・  
の 中 止（ 廃 止 ）

再エネ推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号
- 3 関係書類
  - (1) 補助事業変更（中止・廃止）の内容及び理由書
  - (2) その他必要な書類



年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

電話番号

### 補助事業遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱の第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号
- 3 関係書類

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

### 実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 補助事業名 令和6年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業  
(太陽光発電設備・蓄電池補助事業)
- 2 補助金の交付の指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号
- 3 事業完了年月日（工事完了日と支払完了日と比較して遅い方の日付を記載）  
年 月 日
- 4 関係書類
  - (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び領収書内訳書の写し
  - (2) 補助対象設備に係る工事が適正に行われたことが確認できる写真  
(補助対象設備の設置状況や機器の銘板等が確認できるもの)
  - (3) 補助対象設備が新品であることが確認できる書類（保証書、出荷証明書の写し等）
  - (4) 電力会社と電力受給契約を締結していることが確認できる書類の写し  
(接続契約書、売電契約書等（固定価格買取制度、F I P (Feed-in Premium) 制度を利用しないことが分かるもの。)
  - (5) 太陽光発電設備と直接連系していることが確認できる電気配線図面等の書類  
(太陽光発電設備及び蓄電池の両方の補助を受けている場合に限る。)
  - (6) 収支精算書（様式1-6）
  - (7) その他知事が必要と認める書類（ )



年 月 日

徳島県知事 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

財産処分承認申請書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第16条第5項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号  
年 月 日付け徳島県指令脱第 号

2 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金  
太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- 申請書類の記載事項は、全て事実と相違ないこと。
- 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- 本事業で取得した設備は反社会的勢力に提供しないこと。
- 本事業で取得した設備の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- 本事業で取得した設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。
- 本事業で取得した設備については、法定耐用年数の期間、適切な管理・運用を図ること。
- 太陽光発電設備については、徳島県内の既築住宅と同一敷地内に設置すること。
- 太陽光発電設備により発電した電力については、30パーセント以上を自家消費するものとし、自家消費については、店舗等を併用しない既築住宅のみで行うこと。
- 太陽光発電設備により発電した電力量や自家消費量がわかる資料については、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 固定価格買取制度、FIP(Feed-in Premium)制度を活用しないこと。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないものであること。

2. 以下の項目は必要に応じて☑をすること。

- 申請内容について、県が様式1-2に記載の施工業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所

氏名(自署)

太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る事業実施計画書

1 申請者

フリガナ	
氏名	
現住所	〒
電話番号	

2 事業概要

申請内容	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備のみ設置	
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備及び蓄電池の両方を設置	
補助対象設備の設置場所 (申請者欄と同じ場合、同上で可)	設置場所住所	
	建物所有者氏名	

3 事業計画

契約年月日	令和	年	月	日
事業着手(工事着工) 予定年月日	令和	年	月	日
事業完了 予定年月日	令和	年	月	日

#### 4 補助対象事業の概要

##### (1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備の設置場所		<input type="checkbox"/> 住宅の屋根上 <input type="checkbox"/> 上記以外( ) <small>※カッコ内に設置場所を記入。自宅敷地内に所在する建築物以外への設置は不可</small>			
住宅の屋根上に設置できない理由					
余剰電力の売電有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
売電先(予定)					
	メーカー名	型番	定格出力	数量	定格出力の合計値
太陽電池モジュール	/		/		kW
※1	新設				kW
	既設				kW
パワーコンディショナー					kW
太陽光発電設備の公称最大出力の合計値 ※2 (10kW未満が対象)					kW
補助対象経費		設備購入費(税抜)	円 ※付帯設備の購入費を含む。(蓄電池を除く)		
		工事費(税抜)	円 ※太陽光発電設備の設置に係る費用に限る。		
		合計金額(税抜)	円		
補助金の交付申請額 公称最大出力の合計値(kW)×7万円		円 ※上限額35万円			

※1 太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値は10kW未満であること。  
 なお、増設の場合においては、既存分を含めて10kW未満であること。

※2 太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とは、  
 「太陽電池モジュールの公称最大出力(定格出力)の合計値」又は  
 「パワーコンディショナーの公称最大出力(定格出力)」の小さい方の値をいい、  
小数点以下を切り捨てとする。

(2)蓄電池(※導入しない場合は記入不要)

メーカー名		
パッケージ型番 (SII登録内容)		
自立運転機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
蓄電システムの 電力変換装置の種類	<input type="checkbox"/> 一体型(※太陽光発電設備の電力変換装置とハイブリッドであるもの。) <input type="checkbox"/> 専用(※一体型には当たらないもの。)	
逆潮流機能	<input type="checkbox"/> 有(※系統連系保護装置等の認証を受けている場合に限る。) <input type="checkbox"/> 無	
蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位以下切り捨て)	
補助対象経費	設備費(税抜)	円 ※付帯設備の購入費を含む。(太陽光発電設備を除く)
	工事費(税抜)	円 ※蓄電池の設置に係る費用に限る。
	合計金額(税抜) (B)	円
控除額  ※蓄電システムの電力変換装置が一体型(ハイブリッド)または逆潮流機能を有する場合、kWh当たりの蓄電池価格の算定過程において、補助対象経費の合計金額から一部経費を控除することができる。	蓄電システムの電力変換装置が一体型(ハイブリッド)	円 ※パワーコンディショナーの定格出力(小数点第2位以下切り捨て)×2万円/kW
	逆潮流機能	円 ※パワーコンディショナーの定格出力(小数点第2位以下切り捨て)×1万円/kW
	合計金額 (C)	円
$\frac{(B) - (C)}{(A)}$ ※155,000円以下の場合に限り、補助対象		円 (1kWh当たりの金額)
補助金の交付申請額 「(B)÷3」又は「25.8万円」の安い方		円 ※1,000円未満は切り捨てる。



## 5 施工業者

事業者名	
代表者職氏名	
所在地	〒
電話番号	
担当者氏名	
担当者連絡先	(電話番号) (E-mail)

発電する電力の消費量計画書

補助の要件として、補助事業にて設置する太陽光発電設備により発電した電力の30%以上を自家消費する必要があります。

以下の項目をご記入ください。(各想定値は、施工業者等にお問い合わせください。)

申請者	
氏名	
住所	

【想定値】年間発電量 (A)	kWh
【想定値】年間自家消費量 (B)	kWh
【想定値】自家消費割合 (B) / (A)	%
世帯人数	人

※上記数値の算定根拠を以下の枠内に記載してください。枠に収まらない場合は別紙で可。

年間発電量(A)の根拠
<p>以下に例示する計算方法等に準じ、太陽光発電の年間発電量の算出根拠を記載してください。</p> <p>例1) 設備利用率から算定する方法            太陽光発電設備の出力(kW) × 24時間 × 365日 × 設備利用率13.7%            (設備利用率は、調達価格等算定委員会が公表している2025年度の住宅用太陽光発電の数値を参照。)</p> <p>例2) NEDO方式 太陽光発電システム計画ガイドブック            年間予想発電量(kWh/年) = 接地面の1日あたりの年平均日射量(kWh/m<sup>2</sup>/日) × 損失係数 × システム容量(kW) × 365 ÷ 1(標準状態における日射強度 kW/m<sup>2</sup>)</p> <p>例3) JPEA方式 太陽光発電協会 表示ガイドライン(2023年度)            年間推定発電量 = 補正係数 × パワコン変換効率 × その他の損失係数 × 各月の日射量[kWh/m<sup>2</sup>]</p> <p>例4) JISC8907:2005 「太陽光発電システムの発電電力量推定方法」</p> <p>※例示に示す以外の計算式で推計する場合は、根拠となる資料の添付または説明を記載してください。</p>
<p>計算方法【 <input type="checkbox"/>例1 <input type="checkbox"/>例2 <input type="checkbox"/>例3 <input type="checkbox"/>例4 <input type="checkbox"/>その他( ) 】</p>

### 年間自家消費量(B)の根拠

年間自家消費量の算出根拠を記載してください。(算出に当たっては、年間の電気料金請求書、検針票などを参考にさせていただくことが考えられます。)

※太陽光発電設備のみを設置し、蓄電池を導入しない場合は、夜間(発電しない時間帯)の電力消費分を自家消費想定量に計上することはできません。

太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る電気配線図確認書

1 申請者

フリガナ	
氏名	
現住所	〒
電話番号	
補助対象設備を設置する住宅の所在地	(現住居の場合は、同上と記載)

2 確認項目

下記チェック項目を確認して、電気配線図面(任意様式可)を記載し、確認書を提出ください。なお、チェック項目が電気配線図に記載されていることが確認できるように、電気配線図の該当箇所に丸数字を記載してください。

(1) 太陽光発電設備について

- ①太陽光発電設備で発電した電力が、住宅において消費されていることを明示するため、負荷の設置場所を明記すること。

(2) 蓄電池について

- ②太陽光発電設備と蓄電池が、連系していることがわかること。

--

収支予算書

1 収入

(単位:円)

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出

(単位:円)

区分	予算額	備考
設備費		
工事費		
その他		
計		

収支精算書

1 収入

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引額	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

2 支出

(単位:円)

区分	予算額	精算額	差引額	備考
設備費				
工事費				
その他				
計				